

オンラインセミナー: クリーンウッド法は世界の動きをどう取り入れるか?
違法伐採から森林減少防止へ ～施行5年後見直しを機に考える～

「クリーンウッド法施行5年後見直しについて」

令和4年3月24日

林野庁木材利用課長

小島 裕章



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要

- 定義**
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
 - ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

主務大臣

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

事業者

◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

附則 第三条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

そのために

事業者は

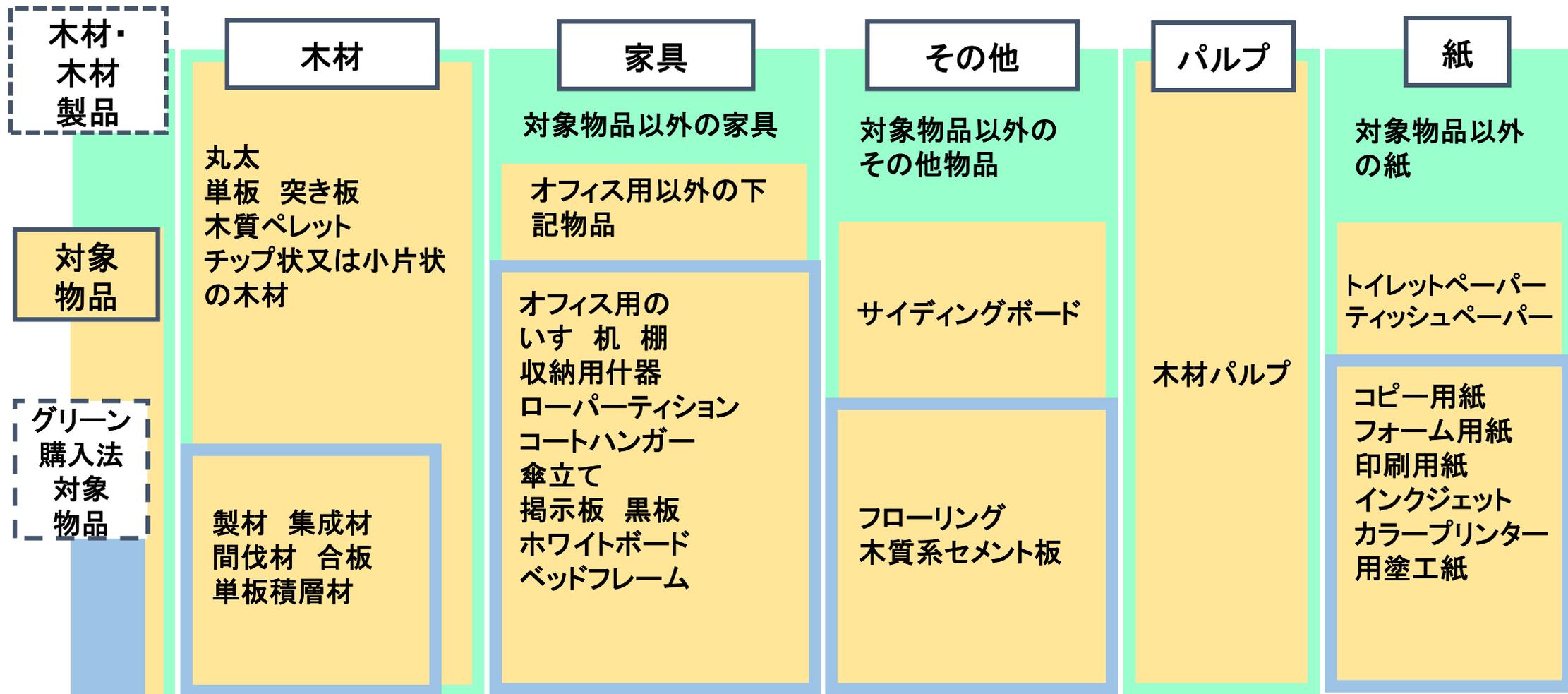
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める (第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

そのために

国は

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

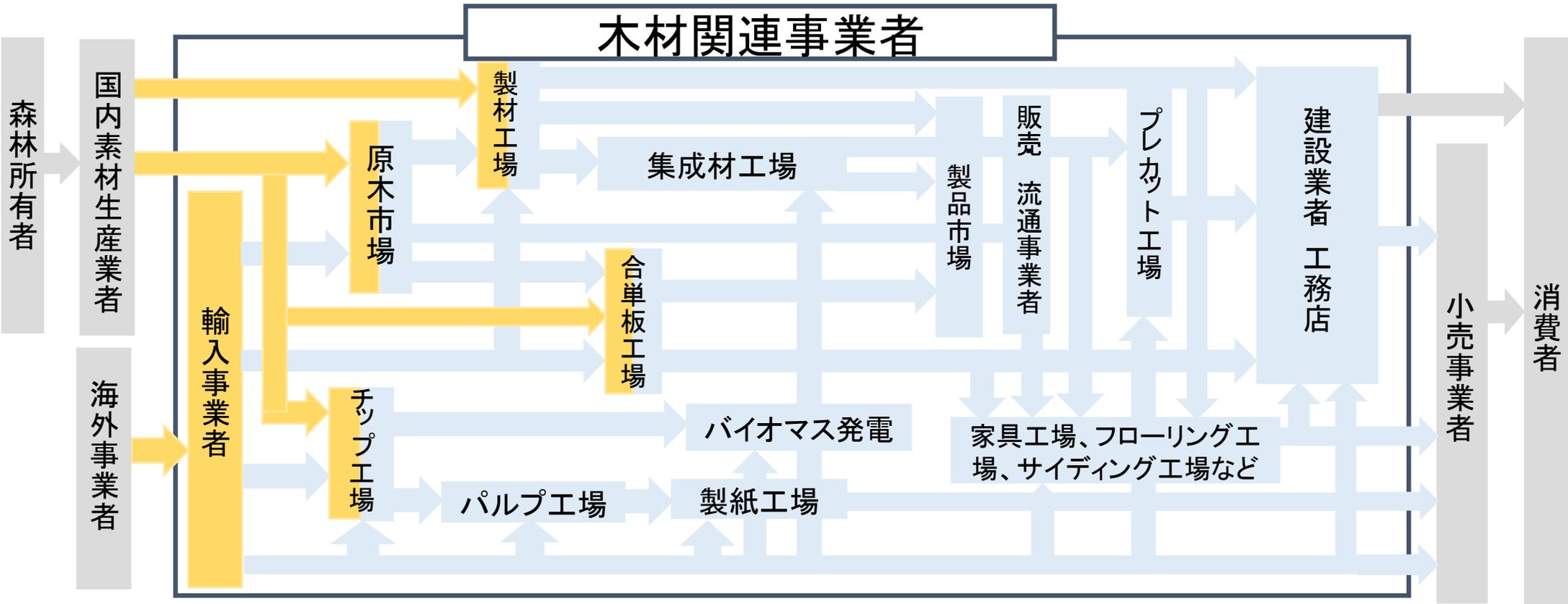
対象物品【2条1項関係】



2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



- … 第一種木材関連事業(樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業等)
- … 第二種木材関連事業(第1種木材関連事業以外のもの)

2条3項

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
 ※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

近年の状況変化：違法伐採問題に対する世界的な動き

- 違法伐採木材への対策については、2008年の米国における「レイシー法」改正をはじめ、2012年の豪州による「違法伐採禁止法」、2013年のEUによる「木材規則（EUTR）」など、**10年程前に法制化の動きあり**。
- 近年、**改めて、各国で、違法伐採木材に対する法令を制定・見直す動きあり**。

【東アジア】

- ・ **中国**は、2020年に「改正森林法」を施行して、**違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置**。措置の詳細については、施行規則を検討中。
- ・ **韓国**は、2018年に「木材の持続可能な利用に関する法律」を施行。**輸入事業者に対して、木材の合法性証明書類の提出を義務付け**。

【東南アジア】

- ・ **ベトナム**は、2019年に「森林法」を施行して、「木材合法性証明システム（VNTLAS）」を導入。同システムにより、**輸入事業者に対して、DD自己申告書の提出を義務付け**。
- ・ 2020年に、米国は「ベトナムで加工される家具にカンボジアの違法伐採木材が使用されている懸念がある」として、調査を開始。2021年10月に、ベトナム政府がVNTLASの実効性を高めることで合意。

【オセアニア】

- ・ **豪州**は、2012年に策定した「違法伐採禁止法」に基づく施行規則を見直し中。**DD情報の事前提供、対象品目の拡大等**を検討中。
- ・ **ニュージーランド**は、森林法の改正により、「**合法伐採確認システム**」の導入を検討中。森林所有者に対する伐採関連情報の提出義務付けなどを検討中。

【欧州】

- ・ 英国は、昨年11月11日に「環境法」を改正して、「**森林リスク産品**」に対するDDを義務付け。
- ・ EUは、昨年11月17日に、「**森林減少フリー製品に関する規則案**」を公表。

近年の状況変化：国内における潜在的なリスクへの対応の必要性

- 法制定時には注目されていなかった国内の違法伐採についても顕在化してきている。
- 素材生産事業者等による違法伐採（森林窃盗）に対して有罪判決。
- 無断伐採に係る、都道府県等への相談も引き続き発生している状況。

■ 宮崎県の素材生産事業者による違法伐採（森林窃盗）の事例

（経過）・令和元年7月11日 素材生産事業者社長逮捕（森林窃盗の疑い）

- 令和元年8月5日 同容疑者 再逮捕（国富町伐採現場の別の被害者の分）
 - 令和2年1月27日 宮崎地裁が同被告人に対し懲役1年、執行猶予4年（求刑懲役1年6ヶ月）の判決（森林窃盗）
 - 令和2年6月18日 福岡高裁宮崎支部における控訴審判決で、被告人の控訴を棄却
 - 令和2年9月25日 最高裁が被告の上告の棄却を決定
- ※令和2年10月3日付けで有罪が確定

■ 民有林無断伐採に係る都道府県調査結果

	相談先	伐採業者や伐採仲介業者が故意に伐採した疑いがあるもの	境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
令和2年計	市町村、都道府県への相談等件数	18(13)	62(49)	18(16)	98(78)
	うち警察への相談件数	9(7)	19(16)	11(10)	39(33)
令和元年計	市町村、都道府県への相談等件数	7(6)	67(56)	23(19)	97(81)
	うち警察への相談件数	3(2)	19(17)	11(8)	33(27)
平成30年計	市町村、都道府県への相談等件数	(6)	(51)	(21)	(78)
	うち警察への相談件数	(5)	(18)	(11)	(34)

出典：「民有林無断伐採に係る都道府県調査結果について」（林野庁）

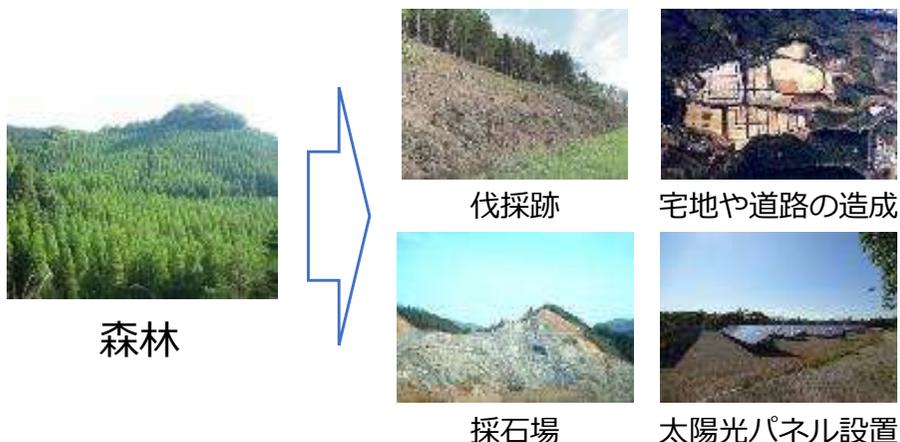
※括弧内は伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる森林における件数。令和元年より森林法第10条の8第1項に規定する伐採届に関する相談のみではなく、伐採届の対象外となる伐採（森林経営計画対象森林における伐採等）も調査対象に加えている。なお、伐採届等は全体で年間11万件程度で推移。

【参考】国内の無断伐採への対策

- 無償で公開されている衛星画像を活用して、林地開発や伐採等により森林の状況が変化した箇所を自動で抽出するプログラム（FAMOST）を開発
- 既に地方自治体での試行を開始しており、今後更なるプログラム改良を行い、普及を図る。

■ 抽出可能な「変化」の例

- 2時点の衛星画像を比較して、森林の変化を抽出



■ 活用する衛星画像

- GEE(google earth engine)というクラウドサービスが提供する無償の衛星画像（センチネル2等）を活用



- ✓ センチネル2は、10日に1～2回のペースで同じ地点を撮影
- ✓ 解像度10m（無償衛星の中では解像度が高い）

■ プログラムの活用方法

プログラムによる抽出

操作画面

（2時点の衛星撮影時期、市町村を設定）



変化点抽出結果（赤枠）



出力

抽出結果の活用例

林地開発許可や伐採届等の情報と突合

届出年月日	伐採に係る場所	森林所有者	土地所有者	伐採後の造林者	申請者	伐採計画			
						採面積 (ha)	伐採方法	伐採樹種	
						5	皆伐	スギ	2020年5月1日～9月30日
						0.5	皆伐	ヒノキ	2020年5月1日～9月30日
						2	皆伐	広葉樹	2020年9月1日～12月31日

自治体GIS上に表示



※今後、森林の状況が変化した箇所を自動的にメールで通知できるようプログラムを本年度改良予定

■ プログラムによる抽出精度

- ✓ 約0.3ha以上の変化箇所を抽出可能
- ✓ 地域条件にもよるが、8割程度の精度で抽出

※伐採届の提出のあった箇所を母数とし、一部地域において精度を検証

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会①

1. 趣旨

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等について把握するため、木材関係各種業界団体等からヒアリング等を実施。
- 全8回開催。「中間とりまとめ」として課題等について整理し、今後公表予定。

2. 開催状況

【第1回】令和3年9月29日（水）
検討会メンバーからの話題提供（1）

【第2回】令和3年10月11日（月）
検討会メンバーからの話題提供（2）

【第3回】令和3年10月25日（月）
NGO等からのヒアリング、登録実施機関との
意見交換概要報告

【第4回】令和3年11月10日（水）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング（1）

【第5回】令和3年11月29日（月）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング（2）

【第6回】令和3年12月10日（金）
木材関連事業者・業界団体ヒアリング（3）
素材生産事業者等への調査報告

【第7回】令和4年1月13日（木）
これまでの議論の振り返り

【第8回】令和4年3月2日（水）
とりまとめ

3. 参考

- 検討会URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>

林野庁トップページ → 「分野別情報」 → 「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」



合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会②

4. 委員

青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会	環境・安全部長
岡田 清隆	日本木材輸入協会	専務理事
久保山 裕史	国立研究開発法人森林研究・整備機構	森林総合研究所 林業経営・政策研究領域長
立花 敏	国立大学法人筑波大学	生命環境系准教授（座長）
塚本 愛子	公益財団法人高知県のいち動物公園協会	常務理事
飛山 龍一	全国森林組合連合会	常務理事
松田 俊一	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	品質・環境部長
森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会	常務理事

（敬称略、50音順）

5. 臨時委員（ヒアリング対象団体）

- （NGO等）
- ・ 国際環境NGO FoE Japan
 - ・ 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）
 - ・ 公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）
- （林野庁関連）
- ・ 一般社団法人全日本木材市場連盟
 - ・ 日本合板工業組合連合会
 - ・ 日本合板商業組合
 - ・ 全国素材生産業協同組合連合会
 - ・ 国産材製材協会
 - ・ 日本集成材工業協同組合
 - ・ 一般社団法人日本木材輸出振興協会
- （経産省・国交省関連）
- ・ 一般社団法人全国建具組合連合会
 - ・ 一般社団法人日本建設業連合会
 - ・ 一般社団法人日本家具産業振興会
 - ・ 一般社団法人日本型枠工事業協会
 - ・ 全国建設労働組合総連合
 - ・ 日本製紙連合会

クリーンウッド法の意義・評価（1）合法性の確認等に取り組む対象範囲の拡大

・合法性の確認等に取り組む対象範囲が、公共調達から民間需要にも拡大。

○H17（2005） グレンイーグルス・サミット（英国）

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

○H18（2006）木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン （世界に先駆けて実施）

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
（クリーンウッド法）

○H28（2016）伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

○欧米における法律の制定

（米）レイシー法（2008）

（欧）EU木材規則（2013）

英、独、仏、伊など

（豪）違法伐採禁止法（2014）

2018年10月
（韓国）

違法伐採関連
法令施行

〔 EUは日本に対し、違法伐採対策
の法制化を働きかけ 〕

クリーンウッド法の意義・評価（1）合法性の確認等に取り組む対象範囲の拡大

- 木材関連事業者が主体性を持って合法性確認に取り組む機会・機運が高まっている。

○法施行以降の合法性を担保する意識の高まり

(%)

	高まった	変わらない	下がった
調査①	30.6	69.4	0.0
調査②	33.9	65.4	0.7

○合法性を担保した販売の重要性

(%)

	重要と認識	認識していない
調査①	82.6	18.4
調査②	84.9	15.1

出典：調査① 製材品輸出に向けた素材生産業及び木材関連事業者の合法性確認調査
(秋田県、青森県、岐阜県、長野県、宮崎県、鹿児島県を対象)

調査② クリーンウッド法定着実態調査（R2年度）
(調査①対象の6県以外全国)

クリーンウッド法の意義・評価（２）合法性が確認された木材等の取扱いが増加

・法施行半年から1年半までの事業者の入荷量に対する合法伐採木材の割合は47.4%。

■各事業者への入荷量のうちクリーンウッド法木材の入荷量及び割合

		国産材 + 輸入素材・輸入製品	国産材				輸入素材・輸入製品							
			計	国産素材	国産単板	国産 ラミナ	計	輸入素材	輸入製品 計	輸入単板	輸入 ラミナ	輸入製材品	輸入合板・ LVL	輸入集成材・ CLT
計	千m ³	40,070	23,413	22,521	14	878	16,657	6,488	10,169	69	113	4,129	4,920	938
製材工場	〃	11,616	8,479	8,479	…	…	3,137	3,137	…	…	…	…	…	…
合単板工場	〃	2,018	1,766	1,765	1	…	252	203	49	49	…	…	…	…
LVL工場	〃	260	201	188	13	…	59	39	20	20	…	…	…	…
集成材工場	〃	973	860	…	…	860	113	…	113	…	113	…	…	…
CLT工場	〃	18	18	…	…	18	…	…	…	…	…	…	…	…
木材チップ工場	〃	2,131	2,130	2,130	…	…	1	1	…	…	…	…	…	…
木材流通業者	〃	23,054	9,959	9,959	…	…	13,095	3,108	9,987	…	…	4,129	4,920	938
計	%	47.4	52.4	51.8	34.7	77.0	41.8	56.2	35.9	18.1	9.7	28.1	47.2	55.1
製材工場	〃	69.7	67.5	67.5	…	…	76.3	76.3	…	…	…	…	…	…
合単板工場	〃	37.4	41.2	41.4	3.9	…	22.7	27.0	13.8	13.7	…	…	…	…
LVL工場	〃	84.1	82.4	83.1	71.6	…	90.8	92.9	87.0	85.5	…	…	…	…
集成材工場	〃	42.8	77.3	…	…	77.3	9.7	…	9.7	…	9.7	…	…	…
CLT工場	〃	62.1	62.1	…	…	63.7	…	…	…	…	…	…	…	…
木材チップ工場	〃	46.5	46.5	46.4	…	…	100.0	72.4	…	…	…	…	…	…
木材流通業者	〃	41.7	45.6	45.6	…	…	39.2	46.9	37.3	…	…	28.1	47.2	55.1

注：本調査におけるクリーンウッド法木材とは、クリーンウッド法第3条第1項の規定に基づく合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針で定められた情報が書類等により確認できる合法伐採木材をいう。

LVL工場及びCLT工場は全数調査、それ以外の工場及び木材流通業者は、精度5%を目標に抽出し、推定式を用いて全国値を推定。

なお、本表において1種及び2種事業による区別はない。

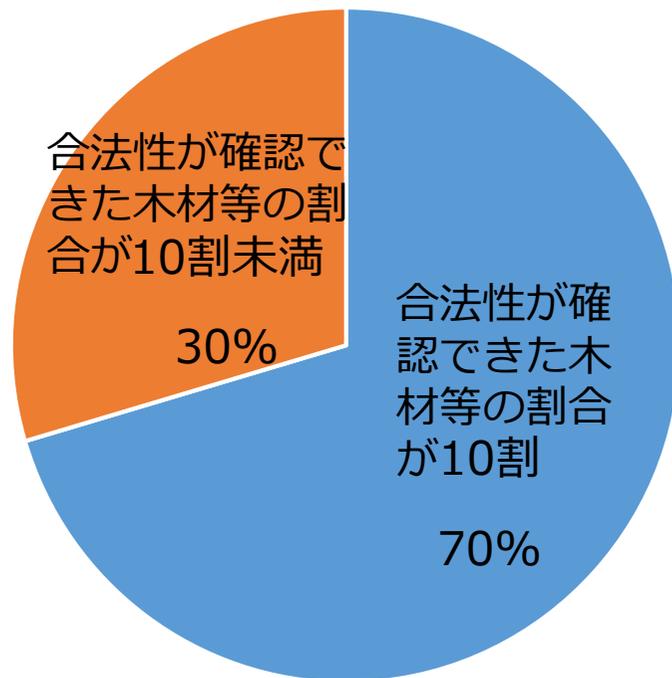
クリーンウッド法の意義・評価（２）合法性が確認された木材等の取扱いが増加

- 林野庁の実施したアンケートによると、市場等流通事業者からの国産材仕入れを行っている事業者及び素材生産事業者からの国産材仕入れを行っている事業者のうち、6割以上の事業者が取り扱う木材等の全て（10割）について何らかの形で合法性確認を実施。

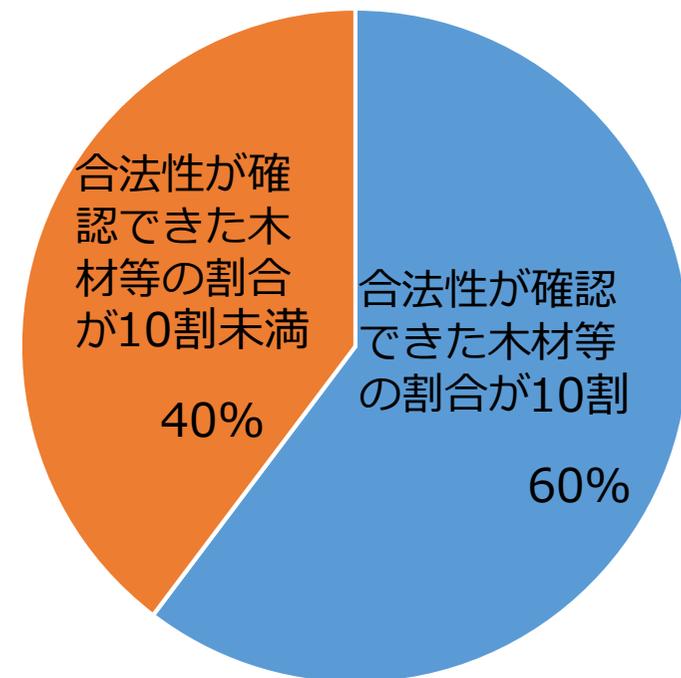
○木材関連事業者が素材購入時に合法性を確認できた割合

調査① 6県

(秋田県、青森県、岐阜県、長野県、宮崎県、鹿児島県)



調査② 全国（6県以外）

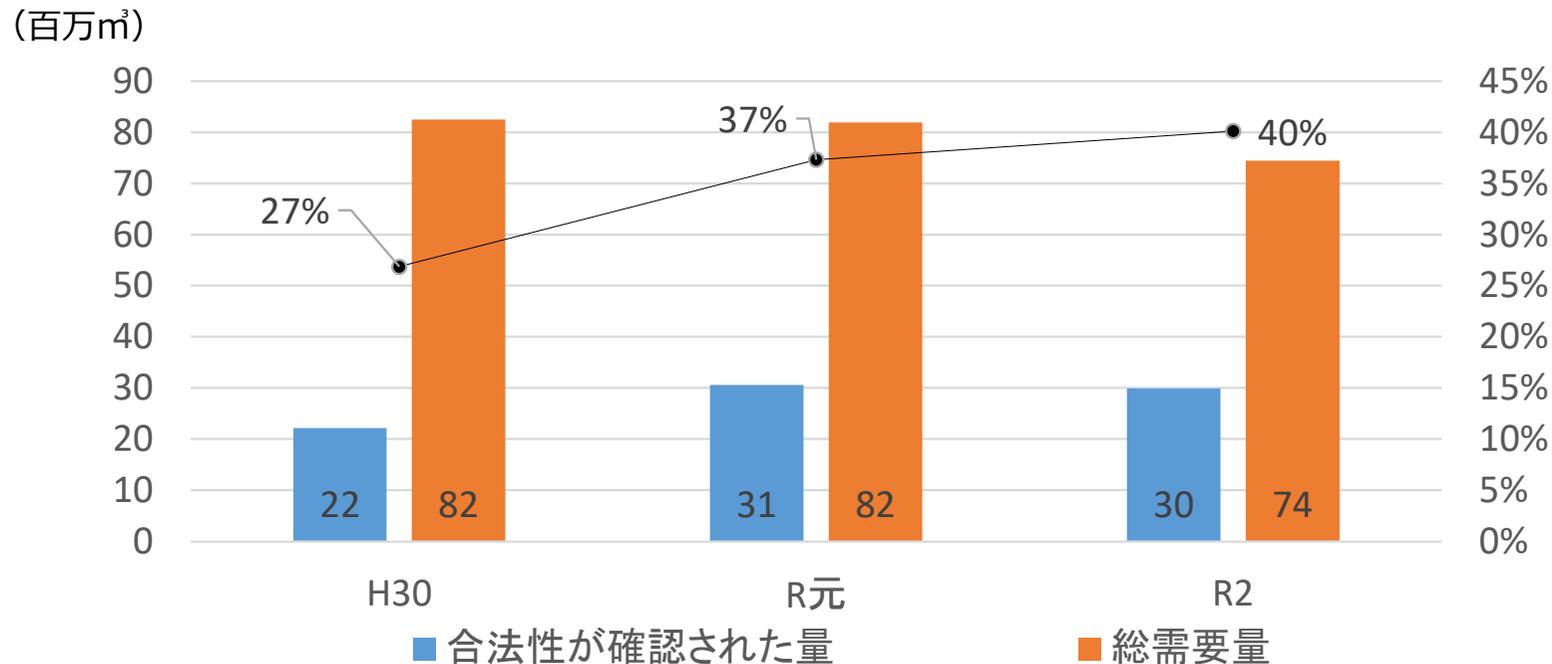


出典： 調査① 製材品輸出に向けた素材生産業及び木材関連事業者の合法性確認調査
調査② クリーンウッド法定着実態調査（R2年度）

クリーンウッド法の意義・評価（２）合法性が確認された木材等の取扱いが増加

- 木材流通の最初の段階に位置する第一種登録木材関連事業者によって合法性が確認された木材の、木材の総需要量（薪、木炭等クリーンウッド法対象外のものも一部含まれる）に対する割合が一定程度増加。（H30年27% → R2年40%）

○木材関連事業者による合法性確認の状況



第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量

注：「合法性が確認された量」はクリーンウッド法における木材、「総需要量」は木材需給表における木材を対象としているため、一部対象品目は異なる。

出典：木材需給表、登録木材関連事業者の年度報告とりまとめ結果、林野庁業務資料をもとに林野庁作成。

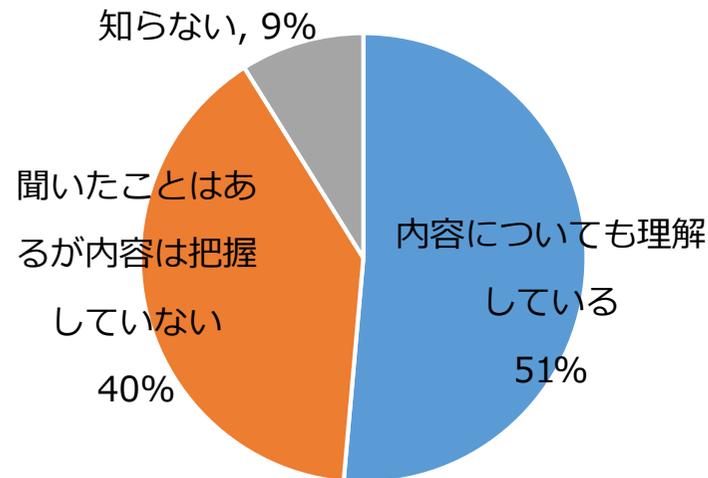
クリーンウッド法の意義・評価（3）制度に対する関係者の更なる理解と参加が必要

・クリーンウッド法の存在自体は認識されるも、制度の詳細まで十分理解されていない状況。

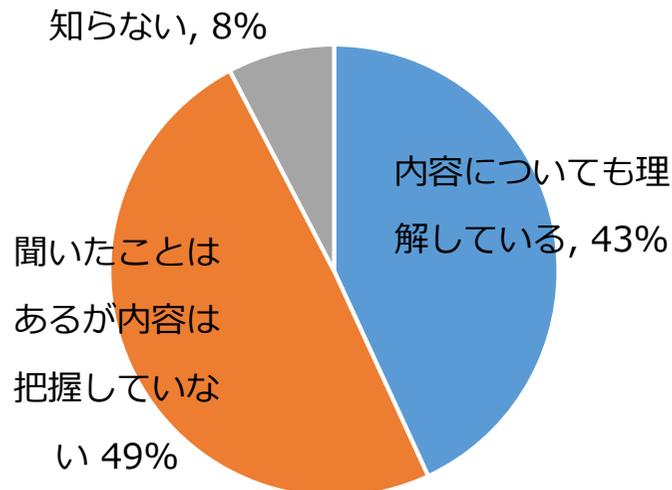
○クリーンウッド法の認知度

調査①6県

(秋田県、青森県、岐阜県、長野県、宮崎県、鹿児島県)



調査②全国（6県以外）



○木材関連事業者による合法性確認の状況

省令で求めるように伐採届適合通知等の行政手続書類により合法性確認が行われているわけでは必ずしもなく、認定番号入り文書※による確認も一般的に行われている。

※ 林野庁ガイドライン（クリーンウッド法とは別枠組み）に基づく業界団体から認定を受けていることを伝達することによって合法的な木材を取り扱う事業者であることを証明する仕組みにおける認定番号。

1. 合法性の確認に使用する書類（複数回答）調査①6県

	適合通知 など行政 手続書類	認定番号 入り文書	数量等入 り文書	認証材証 明書	その他	回答者数
回答数	68	48	23	15	0	95
%	71.6	50.5	24.2	15.8	0.0	100.0

2. 認定番号入り文書のみで合法性の確認をする割合

	0割	1～6割	7～9割	10割
調査①	19.8	24.4	15.1	40.7
調査②	21.4	24.5	17.9	36.2

出典：調査① 製材品輸出に向けた素材生産業及び木材関連事業者の合法性確認調査（秋田県、青森県、岐阜県、長野県、宮崎県、鹿児島県を対象）
調査② クリーンウッド法定着実態調査（R2年度）（調査①対象の6県以外全国）

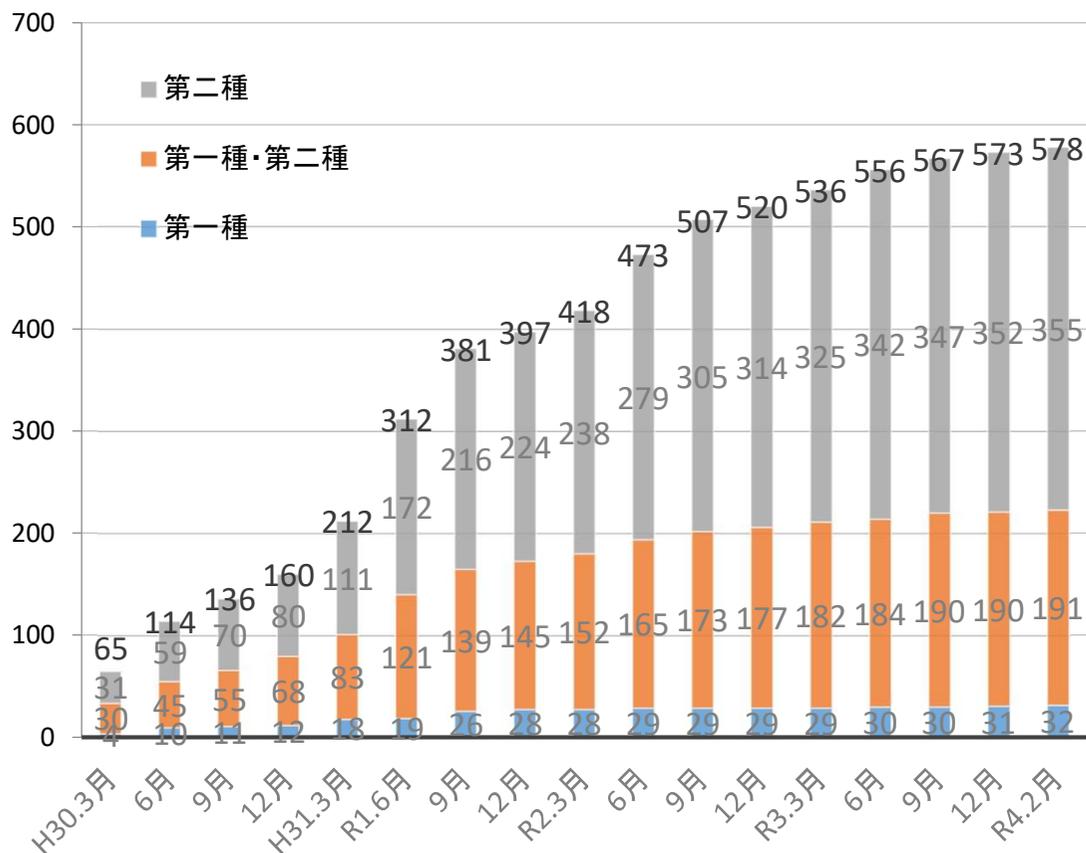
クリーンウッド法の意義・評価（3）制度に対する関係者の更なる理解と参加が必要

- 登録木材関連事業者は578件(R4年2月)と増加傾向にあるが、増加率は鈍化。

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和4年2月28日現在】

- 第一種のみ登録：32件
 - 第一種・第二種の登録：191件
 - 第二種のみ登録：355件
- 合計：578件



登録実施機関別の登録事業体数

登録実施機関	登録数
(公財) 日本合板検査会	268
(公財) 日本住宅・木材技術センター	121
(一財) 日本ガス機器検査協会	64
(一社) 日本森林技術協会	91
(一財) 建材試験センター	12
(一社) 北海道林産物検査会	22
合計	578

現行法の課題と今後の方向性（検討会での主な意見①）

- ・ 違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止や自然環境の保全等に悪影響を及ぼすほか、木材等の公正な取引を阻害するおそれ。
- ・ このため、国内における違法伐採に係る木材等の流通や利用をなくすことを通じ、最終的に違法伐採を根絶することを目指していくべき。

【課題】 制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分

＜制度への参加者の拡大＞

- ・ 普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。
- ・ 第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。
- ・ 消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。

【課題】 流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要

＜国内市場における木材流通の最初の段階での対応＞

- ・国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。
- ・輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。
- ・国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。

＜流通のその他の段階（川中・川下）での対応＞

- ・川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。
- ・川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上側に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。

＜リスクを踏まえたメリハリのある対応＞

- ・輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。
- ・国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、事業者に分かりやすく提供すべき。

【課題】 事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭

＜合法性確認の手法の明確化＞

- ・木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルールについて、政府が指針等を示すべき。

＜合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い＞

- ・合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。
- ・最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。

【課題】 業界団体やNGO等との連携が必要

＜クリーンウッド法の執行等の仕組み＞

- ・政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。
- ・業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にしていくべき。

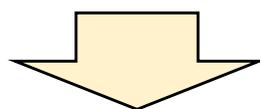
【課題】 木材関連事業者の負担への配慮が必要

＜類似制度との整理＞

- ・グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。

＜デジタル技術の活用等＞

- ・木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。



合法伐採木材等の流通及び利用に関して実効性のある施策の実施に向けて具体的な方策を検討

御清聴 どうもありがとうございました

【参考】 合法伐採木材等の利用促進に関する林野庁ホームページ

(クリーンウッド・ナビ)

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

(合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ryuturiyou/210915.html>

